

競争入札参加資格《承継申請》の手引 (物品購入契約等及び業務委託契約)

物品購入契約等及び業務委託契約（建設工事、コンサル関係を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格者が、**入札参加資格の承継が必要な場合**は、この手引に従って書類を作成して提出してください。

1 入札参加資格の承継申請が可能な場合

入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、**入札参加資格承継申請書（別記第13号様式）**を提出することができます。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 法人が合併又は分割により営業を承継した法人
※合併により消滅する法人が合併以前に当該競争入札参加資格を有していた場合は、別途、変更届（廃業）が必要となります。（※「競争入札参加資格申請（変更届）の手引」参照）
- (4) その他これに類すると認められる者

2 注意事項

- (1) 合併する法人が双方とも合併以前から入札参加資格を有していた場合、承継申請の必要はありませんが、消滅する法人については、別途変更届により廃業の手続きが必要となります。また、合併により存続する法人が変更要件に該当した場合は、別途変更届を提出する必要がありますのでご注意ください。
- (2) 営業譲渡等による承継で被承継者が承継後に消滅法人とならない場合は、被承継者の登録番号は引き継がず、新たな登録番号を付与することとなり、被承継者は別途変更届（廃業届）を提出する必要があります。また、被承継者が電子入札システム利用届を既に提出済みの場合であっても、改めて電子入札システム利用届を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

3 承継申請に必要な書類

次の書類を提出してください。

- ① 入札参加資格承継申請書（別記第13号様式）
- ② 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- ③ 登記簿謄本の履歴事項全部証明書（個人の場合は、法務局発行の証明書及び本籍地市町村が発行する身分証明書）（原本）
- ④ 印鑑（登録）証明書（原本）

- ⑤ 納税証明書（原本）（法人の場合、次のア及びイ。個人の場合、次のア、イ及びウ）
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県税に未納がないことの証明書（熊本県内に本店又は支店等がない場合は本店所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）
 - ウ 個人住民税に滞納がないことの証明書
- ⑥ 承継の事実を証する書類（相続による承継については戸籍謄本、個人が法人を設立したことによる承継については個人事業の廃業等届出書の写し又は法人設立届出書の写し、法人の合併等による承継については合併契約書等の写し 等）
- ⑦ 使用印鑑届（別記第2号様式）
- ⑧ 委任状（別記第3号様式）
 - ※支店長、営業所長等に、契約、請求等に係る一切の権限を委任する場合に提出が必要です。
- ⑨ 許認可・資格免許一覧表（別記第5号様式）
 - ※承継する営業種目が、許認可・免許等を必要とする業種（別表1「許認可・免許等一覧表」参照）に該当する場合に提出が必要です。
- ⑩ 印刷関係設備調査表（別記第6号様式）
 - ※承継する営業種目が、物品の営業種目の第一分類「(1)印刷類」に該当する場合に提出が必要です。
- ⑪ 役員の一覧表（別記第7号様式）
- ⑫ 誓約書（別記第8号様式）
- ⑬ 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（別記第9号様式）
- ⑭ 社会保険等加入状況確認書（別記第10号様式）
- ⑮ 宛名及び代金の受領方法の申出書
- ⑯ 結果通知用封筒（あて名記入済みで、定型内封筒は82円、定形外封筒は120円切手を貼付したもの。）

3 結果通知等

内容審査後、申請時に提出いただいた結果通知用封筒にて結果を通知します。

4 承継する資格内容等

- (1) 承継する資格の内容（営業種目、格付等）は、被承継者の内容そのままとなります。承継内容以外で営業種目を追加する際は、承継手続完了後に別途変更届にて変更の手続きをしてください。
- (2) 承継後の資格に対する有効期間は、被承継者に与えられていた残りの有効期間となります。

5 申請書の提出先及び問合せ先

熊本県出納局 管理調達課 管理班

住 所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電 話：096-333-2581（直通）